

第55回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年6月22日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）

開催
場所

石川県白山市古城町305番地
**白山市松任学習センター プララ
1階 コンサートホール**

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役
を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための
報酬決定の件

議決権行使期限：2022年6月21日（火曜日）
午後5時15分まで

新型コロナウイルス感染防止の対応については3ページ
に記載しております。

なお、総会運営に大きな変更が生じた場合には、当社
ウェブサイトに掲載いたしますので、事前にご確認くだ
さいますようお願いいたします。

当社ウェブサイト

<https://www.eizo.co.jp/ir/stock/invitation/>



見渡せば、そこに、EIZO

職場で使うパソコンの「映像」、診察室で目にする「映像」、駅のホームで安全を確認する「映像」…。
「映像」は私たちの生活に欠かせないものになっています。
EIZOは「映像」に50年以上関わってきた経験や技術を活かし、「映像」が生活により役立つ様々な映像環境ソリューションを、国内外17社のグループ会社が一体となり、100を超える国と地域にお届けしています。

オフィス・テレワーク

▼一般ビジネスを始め、出版・デザイン・映像制作などのクリエイティブワークにも



空港

▼航空管制から、チケット発券にも



病院

▼診察室・検査室・手術室などに



駅

▼ホームの安全確認に



工場

▼機器操作、セキュリティ用途に



船舶

▼操舵室から、船内のセキュリティ管理にも



プライベート

▼写真編集、ゲーム、動画視聴などに



学校

▼ICT教育に



オフィスビル・商業施設

▼施設内のセキュリティ管理に



ご挨拶



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

第55回定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

また、2021年度における事業状況ならびに今後の取組みについてご報告申し上げますので、ご高覧ください。

2022年6月

代表取締役社長 実盛 祥隆

目次

見渡せば、そこに、EIZO	1	■ 第55回定時株主総会招集ご通知添付書類	
ご挨拶	2		
■ 第55回定時株主総会招集ご通知			
議決権行使についてのご案内	5	事業報告	
インターネット等による議決権行使のご案内	6	1. 企業集団の現況	22
		2. 会社の現況	31
■ 株主総会参考書類		連結計算書類	42
第1号議案 定款一部変更の件	7	計算書類	44
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件	9	監査報告	46
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	12		
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	18	<ご参考>	
		新製品 NEWS	52
		特集：ESG Topics	53

新型コロナウイルス感染防止の対応について

本定時株主総会に際し、次の対応を取らせていただきます。
あらかじめご了承くださいませよう願いたします。

- ▶ 議決権のご行使につきましては、可能な限り郵送又はスマートフォン、インターネット等による事前行使をお願いいたします。事前行使の方法は5ページをご確認ください。
- ▶ ご出席を検討されている株主様におかれましては、本総会当日の状況やご自身の体調をお確かめの上、くれぐれもご無理なさらぬようお願いいたします。
- ▶ 本総会当日の様子は、後日、動画にて配信する予定です。動画配信につきましては5ページをご確認ください。
- ▶ ご出席される場合は、マスクの着用をお願いいたします。また、入場の際には、アルコール消毒や運営スタッフによる検温などの感染防止策にご協力ください。
- ▶ 万一、体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフよりお声かけをさせていただく場合がございます。
- ▶ 本総会当日は、登壇する役員と運営スタッフもマスクを着用いたします。
- ▶ 本総会におきましては、ご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
- ▶ 上記の対応のほか、本総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、事前にご確認くださいませよう願いたします。

当社ウェブサイト

<https://www.eizo.co.jp/ir/stock/invitation/>



株主の皆様へ

証券コード 6737
2022年6月1日

石川県白山市下柏野町153番地

EIZO株式会社

代表取締役社長 **実盛 祥隆**

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本総会における議決権の行使につきましては、書面又はインターネット等により行使いただくことができます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、5ページのご案内に従って2022年6月21日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
2 場 所	石川県白山市古城町305番地 白山市松任学習センター プララ 1階 コンサートホール （巻末の会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第55期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第55期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ◎ 新型コロナウイルス感染防止の対応につきましては、3ページのご案内をご覧ください。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ◎ 本総会終了後、株主の皆様への当社に対するご理解をより深めていただきたく、懇談会を開催いたします。
- ◎ 本総会当日、登壇する役員及び運営スタッフはクールビズにて対応させていただきます。
- ◎ 本総会における決議結果につきましては、本総会終了後、下記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト (<https://www.eizo.co.jp/ir/stock/invitation/>)

- ◎ 当日の様子は、本総会終了後、上記の当社ウェブサイトにて動画配信することを予定しております。ご視聴には株主の皆様専用のID及びパスワードが必要となります。本招集ご通知に同封しております「ご案内」の「定時株主総会の動画配信について」に記載しておりますのでご確認ください。

議決権行使についてのご案内

書面により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示の上、ご送付ください。

行使期限 2022年6月21日(火曜日) 午後5時15分到着分まで

インターネット等により議決権を行使される場合



インターネット等により議決権を行使される場合には、6ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月21日(火曜日) 午後5時15分まで

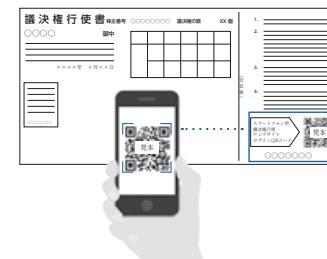
書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。また、インターネット等によって複数回数、又はスマートフォンやパソコンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」の手順にて再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第15条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条～第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査等委員会 第30条～第31条 (条文省略)</p> <p>第6章 計算 第32条～第35条 (条文省略)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会 第30条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計算 第32条～第35条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(株主総会参考書類等の電子提供措置)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1 じつ もり よし たか 実盛 祥隆

再任

生年月日

1944年4月16日

所有する当社株式の数

149,100株

取締役会出席状況

11/11回

略歴、当社における地位、担当

1994年 5 月 当社常務取締役
1995年 6 月 当社代表取締役専務
1997年 6 月 当社代表取締役副社長
2001年 6 月 当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

EIZOエムエス株式会社代表取締役社長
EIZOサポートネットワーク株式会社代表取締役社長
アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役
EIZO Inc. Director, Chairman
EIZO Nordic AB Board Member
EIZO AG Board of Administration Member
EIZO Europe GmbH President & CEO

取締役候補者とした理由

代表取締役社長としての豊富な経験をもとに当社グループの経営を統括し、幅広い見識と強いリーダーシップにより当社グループの強みを活かした事業戦略を執行し、企業価値向上に貢献しております。今後も業務執行と取締役としての経営の監督を的確に遂行し、当社グループの更なる発展に寄与することが期待できることから、引き続き取締役として適任であると判断しております。

候補者番号 2

え び す ま さ き 恵比寿 正樹

再任

生年月日

1970年10月25日

所有する当社株式の数

3,200株

取締役会出席状況

7/7回

候補者番号 3

あ り せ ま な ぶ 有生 学

再任

生年月日

1969年12月27日

所有する当社株式の数

4,100株

取締役会出席状況

7/7回

略歴、当社における地位、担当

1993年 4 月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行
2004年 8 月 当社入社
2013年 10 月 当社資材部長
2016年 10 月 当社執行役員、資材部長
2018年 10 月 当社執行役員、経理部長、IR室長
2019年 8 月 当社執行役員、総務部長、経理部長、IR室長
2020年 4 月 当社執行役員、経理部長、IR室長
2021年 6 月 当社取締役、執行役員、経理部長、IR室長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

企画、資材調達、総務及び経理の各部門で培われた幅広く豊富な経験と見識に基づき、業務執行と取締役としての経営の監督を的確に遂行しております。今後も当社グループの更なる発展に寄与することが期待できることから、引き続き取締役として適任であると判断しております。

略歴、当社における地位、担当

1992年 4 月 当社入社
2015年 1 月 当社経理部長、IR室長
2017年 7 月 当社執行役員、経理部長、IR室長
2018年 10 月 当社執行役員、資材部長
2021年 6 月 当社取締役、執行役員、資材部長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

経理・財務に関する高度な見識と海外グループ会社、経理部門及び資材調達部門での豊富な経験を有しており、業務執行と取締役としての経営の監督を的確に遂行しております。今後も当社グループの更なる発展に寄与することが期待できることから、引き続き取締役として適任であると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等が填補されることとなっております。ただし、法令違反を認識していながら行った被保険者の行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。保険料は、特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査監督体制の強化・充実を図るために1名を増員し、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1**

すずき まさあき
鈴木 正晃

再任 **社外** **独立**

生年月日
1947年5月21日

所有する当社株式の数
1,400株

取締役会出席状況
11/11回

監査等委員会出席状況
10/10回

略歴、当社における地位、担当

1971年4月	株式会社日本勧業銀行（1971年10月 株式会社第一勧業銀行、現 株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行
1999年6月	株式会社第一勧業銀行取締役、営業七部長
2001年5月	同行常務執行役員
2002年4月	株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員
2003年3月	株式会社みずほ銀行常務執行役員
2004年11月	日本土地建物株式会社専務執行役員
2005年6月	北越製紙株式会社（現 北越コーポレーション株式会社）常務取締役
2009年6月	北越パッケージ株式会社代表取締役社長
2011年6月	日本土地建物株式会社顧問
2012年6月	当社社外取締役
2016年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

金融機関における豊富な経験と事業法人の経営者として培った経験と幅広い見識に基づき、当社意思決定において有益で率直な意見・提言をし、筆頭独立社外取締役として経営の健全性と透明性に貢献しております。今後も当社経営に対する監査監督機能の実効性を強化し、企業価値向上に寄与することが期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員会の委員長として当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定に対し、中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

2

でみなみ かずひこ
出南 一彦

再任

生年月日

1959年7月10日

所有する当社株式の数

8,700株

取締役会出席状況

11/11回

監査等委員会出席状況

10/10回

候補者番号

3

たきの ひろじ
滝野 弘二

再任

社外

独立

生年月日

1958年6月20日

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席状況

11/11回

監査等委員会出席状況

10/10回

略歴、当社における地位、担当

1982年3月	当社入社
2002年10月	当社経理部長
2004年7月	当社総務部長
2007年4月	当社執行役員、総務部長
2009年4月	当社理事、監査室長
2011年10月	当社執行役員、経理部長
2015年1月	アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役、管理部長
2016年6月	当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

—

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社の総務部長、経理部長、グループ会社の取締役を歴任し、その経験と経理・財務に関する高い見識をもとに常勤監査等委員として公正かつ的確に職務を遂行しております。今後も当社経営に対する監査監督機能の実効性を強化し、企業価値向上に寄与することが期待されることから、引き続き監査等委員である取締役として適任であると判断しております。

略歴、当社における地位、担当

1981年4月	株式会社北陸銀行入行
2013年6月	同行執行役員、石川地区事業部副本部長兼金沢支店長
2016年6月	同行常務執行役員、福井地区事業部本部長兼名阪地区事業部本部長
2018年4月	同行常務執行役員
2018年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2018年6月	株式会社ホクタテ代表取締役社長（2022年6月28日退任予定）

重要な兼職の状況

株式会社ホクタテ代表取締役社長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

金融機関における豊富な経験と事業法人の経営者としての経験と幅広い見識に基づき、当社意思決定において有益で率直な意見・提言をし、社外取締役として公正かつ中立に職務を遂行しております。今後も当社経営に対する監査監督機能の実効性を強化し、企業価値向上に寄与することが期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。

候補者番号

4

いのうえ とおる
井上 亨

新任

社外

独立

生年月日

1956年5月30日

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席状況

—回

監査等委員会出席状況

—回

略歴、当社における地位、担当

1980年4月	株式会社村田製作所入社
2008年3月	同社企画部長
2009年7月	同社執行役員、経理企画統括部長
2013年7月	同社常務執行役員、コンポーネント事業本部長
2015年6月	同社取締役、常務執行役員
2017年6月	同社代表取締役、専務執行役員
2020年6月	同社常任顧問
2021年7月	同社顧問（2022年5月退任）

重要な兼職の状況

—

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

事業法人の経営者として長年にわたり事業運営、企画、経理の業務に携わり、豊富な経験と実績を有しており、エレクトロニクス業界で長年培った幅広い見識に基づき、社外取締役として当社の経営に的確な助言・監督をいただくと期待しております。上記理由から、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号 5

おおすな まさこ
大砂 雅子

新任 社外 独立

生年月日

1956年3月1日

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席状況

一回

監査等委員会出席状況

一回

略歴、当社における地位、担当

1979年4月	特殊法人日本貿易振興会（現：ジェトロ（独立行政法人日本貿易振興機構））入会
2000年6月	同シンガポールセンター次長
2009年4月	ジェトロ・アジア経済研究所 国際交流・研修室長
2011年3月	ジェトロ・ソウル事務所所長
2014年2月	金沢工業大学 情報フロンティア学部経営情報学科 教授
2015年6月	株式会社北國銀行 社外取締役（監査等委員）（2021年6月退任）
2017年4月	金沢工業大学 産学連携室 教授（現任）
2019年6月	日比谷総合設備株式会社 社外取締役（現任）
2020年6月	タキロンシーアイ株式会社 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

金沢工業大学教授
日比谷総合設備株式会社 社外取締役
タキロンシーアイ株式会社 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本貿易振興機構（ジェトロ）に長年勤務し、現在は金沢工業大学の産学連携室の教授として、また、日比谷総合設備株式会社の社外取締役及びタキロンシーアイ株式会社の社外監査役を務めるなど幅広く活躍しております。これらの豊富な経験と国際経済を中心とした高度な専門性を有していることから、取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・監督をいただけることと期待しております。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 井上 亨氏及び大砂雅子氏は新任の候補者であります。
 - 鈴木正晃氏、滝野弘二氏、井上 亨氏及び大砂雅子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 鈴木正晃氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって10年（監査等委員である社外取締役としては6年）となります。また、滝野弘二氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - 当社と、鈴木正晃及び滝野弘二の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏の間で当該契約を継続する予定であります。また、井上 亨氏及び大砂雅子氏につきましても、両氏の選任が承認された場合には、当社は同様の契約を締結する予定であります。
 - 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等が填補されることとなっております。ただし、法令違反を認識しながら行った被保険者の行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。保険料は、特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 当社は、鈴木正晃及び滝野弘二の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出てお

ります。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、井上 亨氏及び大砂雅子氏につきましても、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

- 鈴木正晃、滝野弘二、井上 亨氏及び大砂雅子の4氏は、当社の定める「社外取締役の独立性基準」（下記）の要件を満たしております。
- 鈴木正晃氏は、過去において当社の取引銀行の一つである株式会社みずほ銀行に在籍しておりましたが、2022年3月31日現在、同行からの借入金額は連結総資産の0.5%未満と僅少であり、また、当社の資金調達において重要なものではないことから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。滝野弘二氏は、過去において当社の取引銀行の一つである株式会社北陸銀行に在籍しておりましたが、2022年3月31日現在、同行からの借入金額は連結総資産の1.5%未満と僅少であり、また、当社の資金調達において重要なものではないことから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。井上 亨氏は、過去において当社と部品の仕入等につき取引のある株式会社村田製作所に在籍しておりましたが、2021年度における取引金額は当社及び同社の連結売上高に対していずれも0.5%未満と僅少であることから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
- 大砂雅子氏が日比谷総合設備株式会社の社外取締役在任中の2020年1月に、東京国税局より照会を受け調査した結果、同社の元従業員による不正行為が発覚しました。同氏は事前に本件を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、法令遵守の観点から提言などを行ってまいりました。また、本件発覚後においては、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底についての提言等を行っており、その職責を適切に果たしております。
- 大砂雅子氏が株式会社北國銀行の社外取締役（監査等委員）在任中の2020年1月、同行の元行員による金銭着服事件が発覚しました。同氏は事前に本件を認識しておりませんでした。日頃から取締役会並びに監査等委員会等において、適時不祥事件防止を始め法令遵守に関する提言や助言を行ってまいりました。また、本件発覚後においては、徹底した調査と厳格な対応を求め、再発防止策についても組織全体で早期発見できる仕組み作りや行員への徹底とフォローの実施などに関し積極的な助言を行うとともに運用状況を監査するなど、その職責を適切に果たしてまいりました。

(ご参考) 社外取締役の独立性基準

- 当社の取締役会は、当社の社外取締役及び社外取締役候補者が現在及び直近3事業年度において、以下の各号のいずれにも該当しないと判断される場合は、独立性を有するものと判断する。
 - EIZOグループの取引先であって、その取引額がEIZOグループ又はその取引先の連結売上高の2%を超える額である場合の当該取引先又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者（※）
 - EIZOグループの資金調達において必要不可欠であり、代替性のない程度に依存している金融機関その他債権者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
 - EIZOグループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 - 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に有する株主）又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
 - EIZOグループの現在の会計監査人である監査法人の代表社員、社員、パートナー又は従業員。又は、直近3事業年度においてEIZOグループの会計監査人である監査法人に所属し監査業務を実際に担当していた者。
 - EIZOグループから取締役を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者又は監査役

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年6月23日開催の第49回定時株主総会において、固定報酬と業績連動報酬を合わせて年額350百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、上記の報酬枠の範囲内にて新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会において決定することといたします。

なお、業績連動報酬につきましては、2015年6月19日開催の第48回定時株主総会において、事業年度ごとの連結営業利益の2%以内（上限は200百万円）とご承認をいただいておりますが、本制度の導入に伴い、譲渡制限付株式にて付与する金銭債権総額の上限50百万円を控除した150百万円を新たな上限とすることとします。

本制度においては、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分及びその対価となる現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の本制度導入の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容

- (7) EIZOグループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体の役員及び当該寄付に関わる研究・教育その他の活動に直接関与する者）
 - (8) 上記（1）～（7）に該当する業務執行者等の配偶者又は2親等内の親族
 - (9) 前各号のほか、当社又は一般株主と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- (※) 業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員その他これらに類する者及び使用人のことをいう。

2. 本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。
 3. 本基準の改廃は、取締役会の決議による。
- 以上

(ご参考) 本総会後の取締役会の構成

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本総会後の取締役会の構成は以下のとおりとなります。

氏名	新任・再任の別	監査等委員	社外役員	独立役員	指名・報酬諮問委員会	企業経営	主な専門性						
							グローバル	経理・財務	組織・人事・人材開発	内部統制・法務・コンプライアンス	テクノロジー	SCM*	サステナビリティ
美盛 祥隆	再任				○	●	●	●	●	●		●	●
恵比寿 正樹	再任					●	●	●		●		●	●
有生 学	再任					●	●	●		●		●	●
鈴木 正晃	再任	◎	○	○	◎	●	●	●		●			
出南 一彦	再任	○			○			●		●			
滝野 弘二	再任	○	○	○	○	●		●	●	●			
井上 亨	新任	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●		
大砂 雅子	新任	○	○	○	○		●		●	●			●

※ 上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見を表すものではありません。
 ※ ◎は委員長であり、委員の互選により選出されます。
 * SCM: サプライチェーンマネジメント

に係る決定方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容と整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）、その他諸般の事情を考慮の上、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て取締役会にて決定しており、相当であると考えております。なお、本議案に関しましては、監査等委員会から提案内容は妥当である旨の意見を得ております。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は同じく3名となります。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社及び当社グループ会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が職務執行開始日（取締役として選任決議がなされ就任を承諾し、本割当株式を付与された事業年度に開催された定時株主総会の日）からその後最初に到来する定時株主総会の終了時点の直前時までの概ね1年の期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、死亡による退任である場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が役務提供期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が死亡により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を必要に応じて合理的に調整の上、本割当株式の譲渡制限を解除するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子

会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（本議案承認可決後に変更予定の内容）

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、次の事項を考慮し、個々の取締役の職責、職務内容を踏まえた適切な水準とすることを基本方針とし、報酬体系は、固定報酬、業績連動報酬（いずれも金銭報酬）及び非金銭報酬としての株式報酬により構成する。なお、業績連動報酬と株式報酬は業務執行取締役を支給対象とする。

- 1) 企業の中長期的成長及び持続的な企業価値の向上に対する動機付け
- 2) 企業の社会的責任を果たす役割
- 3) 経営環境、業績及び職務遂行状況
- 4) 経営に優れた人材の確保
- 5) 当社の事業内容と規模

報酬等の決定の方法、役位に応じた報酬水準は、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会が決定する社内規程に定める。また、各事業年度に係る具体的な支給額及び付与する株式数についても、当該社内規程に基づき、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会が定める範囲で決定する。

また、報酬体系、報酬水準等については、経営環境等の変化に対応し、適時適切に見直しを行う。

2. 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準や当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社における業績連動報酬及び非金銭報酬である株式報酬は、それぞれ以下の内容とする。

1) 業績連動報酬は、業績向上への意欲を高め、各事業年度の成果を適切に反映するため、支給対象事業年度の連結営業利益額を指標とする。業績連動報酬の額の算定方法は、連結営業利益額の2%に対し、支給対象である業務執行取締役の役位ごとに社内規程に定めるポイントを乗じて算出する。ただし、総額の上限を150百万円とする。なお、連結売上高営業利益率が2%未満の場合又は連結当期純利益金額が1,000百万円未満の場合は業績連動報酬を支給しない。算出された業績連動報酬額は、役員賞与として毎年、事業年度終了後の定時株主総会終了後に支給する。

2) 株式報酬は、株主との価値共有を図り、持続的な企業価値向上のためのインセンティブとするため、業務執行取締役のうち取締役会にて決定する者に対し、一定の譲渡制限期間を設けた譲渡制限付株式を付与する。1事業年度毎の株式報酬の総額及び株式総数は、上限を50百万円かつ20,000株として取締役会にて定める。また、具体的な株式報酬額は支給対象である業務執行取締役の役位ごとに社内規程に定めるポイントにより算出する。また、付与する株式数は、1株当たりの払込金額が業務執行取締役に特に有利な金額とならないよう、取引所での取引価格を基準として算出する。

株式報酬の付与時期は、事業年度終了後の定時株主総会終了後に取締役会決議により定める。株式の付与を受けた取締役は、当社又は当社グループ会社の役職員の地位のうち取締役会があらかじめ定める地位を退任するまで、当該株式につき譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

4. 固定報酬の額、業績連動報酬の額及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬は、支給対象事業年度の連結営業利益額を指標とし、上位の役位ほどそのウェイトが高まる構成とする。株式報酬は、長期インセンティブ報酬として適切な支給配分を取締役会にて決定する。具体的な業績連動報酬額及び株式報酬額の算定方法は上記3のとおりであり、業績に応じ、固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬の合計額（報酬額の合計）に対する業績連動報酬の割合は、概ね0%から50%の範囲で、また、報酬額の合計額に対する株式報酬の割合は、概ね0%から25%の範囲で変動する。

5. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

取締役の個人別の報酬等の内容、算定方法及び額は、いずれも、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て取締役会が定める社内規程による。なお、個人別の報酬等のうち、固定報酬の具体的な支給金額の決定は、当該社内規程に基づき最高経営責任者が委任を受け、最終的に決定する。最高経営責任者に委任される範囲は指名・報酬諮問委員会の答申を経た上で取締役会において決定する。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

売上高	86,789百万円 (前期比13.4%増)	営業利益	11,299百万円 (前期比42.4%増)
経常利益	12,110百万円 (前期比37.4%増)	親会社株主に帰属する 当期純利益	7,794百万円 (前期比26.6%増)

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響による厳しい状況が続く中、経済活動の停滞は緩和されつつあるものの、半導体需給の逼迫や原材料価格の高騰に加え、ウクライナ情勢に伴う世界経済への影響など景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループは、映像技術を核とした顧客のニーズに応じた最適な映像環境ソリューションを提供する「Visual Technology Company」として、世界トップレベルの高品質かつ信頼性の高い映像製品の提供、システムソリューションの提案を行っております。

2021年度を初年度とする第7次中期経営計画「Amplify Imaging Value ～映像をもっと便利に、価値あるものに～」では、ProductsとSystemsで「映像」の価値を高めることによる事業領域の拡大を進めております。モニター、カメラ、ビデオエンコーダ等の各種製品を強化し、これら製品群で構成する「撮影、記録、配信、表示」のImaging Chainをシステム事業として展開し、DXの加速により更に情報量が増大する「映像」の利便性を向上させ、その価値を高めてまいります。

当連結会計年度における業績につきましては、売上高は86,789百万円（前期比13.4%増）と前期を大きく上回りました。半導体需給の逼迫やCOVID-19の感染拡大に起因した一部材料の供給不足により、10月から11月にかけて生産調整を実施しましたが、100%自社開発・生産の強みを活かして短期間での設計変更も実施し、12月以降挽回生産を強化しました。第4四半期では強さを増した期末の需要に対して国内外ともに製品在庫が一部不足したものの、可能な限り供給の維持に努めました。これらを通じ、市場における競争優位性を高め、販売を伸張させることができました。市場別では、B&P (Business & Plus) ・ヘルスケア・クリエイティブワークにおいて販売が好調に推移しました。アミューズメント市場向けにおいては、新規機への入替需要に円滑に対応し、前期を上回る売上高となりました。

市場別売上高

B&P(Business & Plus) | **17,544**百万円 (前期比 **4.0** %増 )

材料調達コストの上昇に業界全体が影響を受ける中、当社が安定した価格で供給を継続したことにより競争力を発揮しました。加えて、生産調整による減産分を取り戻すべく12月以降に順次生産を拡大し、その結果、海外において販売は好調に推移しました。国内においても、法人需要に対応し販売が堅調に推移しました。



ヘルスケア | **31,905**百万円 (前期比 **18.5** %増 )

海外においては、欧州での需要が底堅く推移し、北米では一定の需要回復が見られ、診断用途の販売が好調に推移しました。国内においても、政府補助金効果の影響もあり設備投資への回復基調が継続し、販売が好調に推移しました。また内視鏡用途向けでは、高解像度製品の販売が好調で、日本、欧米、中国での販売増につながりました。



クリエイティブワーク | **6,278**百万円 (前期比 **14.5** %増 )

海外においては、欧州におけるHDR対応のハイエンドモデルの販売が好調に推移したこと、北米で映像制作向けの需要が回復基調であったことや中国でも需要が伸びたことにより販売が伸張しました。国内においては、ゲームクリエイター向けのテレワーク需要が高まった前期と比較して、売上高は減少しました。



V&S(Vertical & Specific) | **8,337**百万円 (前期比 **3.8** %減 )

海外においては、監視向けの販売が回復基調となった一方、航空管制 (Air Traffic Control : ATC) 向けは北米向けの販売が一巡し、自動車産業を始めとした各種産業向けはCOVID-19の影響を受けいまだ本格的な需要回復には至っておらず、売上高は前期並みとなりました。国内においては、監視向けやATC向けを始めとする産業市場向けの販売が拡大しましたが、顧客要求に対応したカスタマイズ製品の販売が一巡したことにより売上高は前期を下回りました。



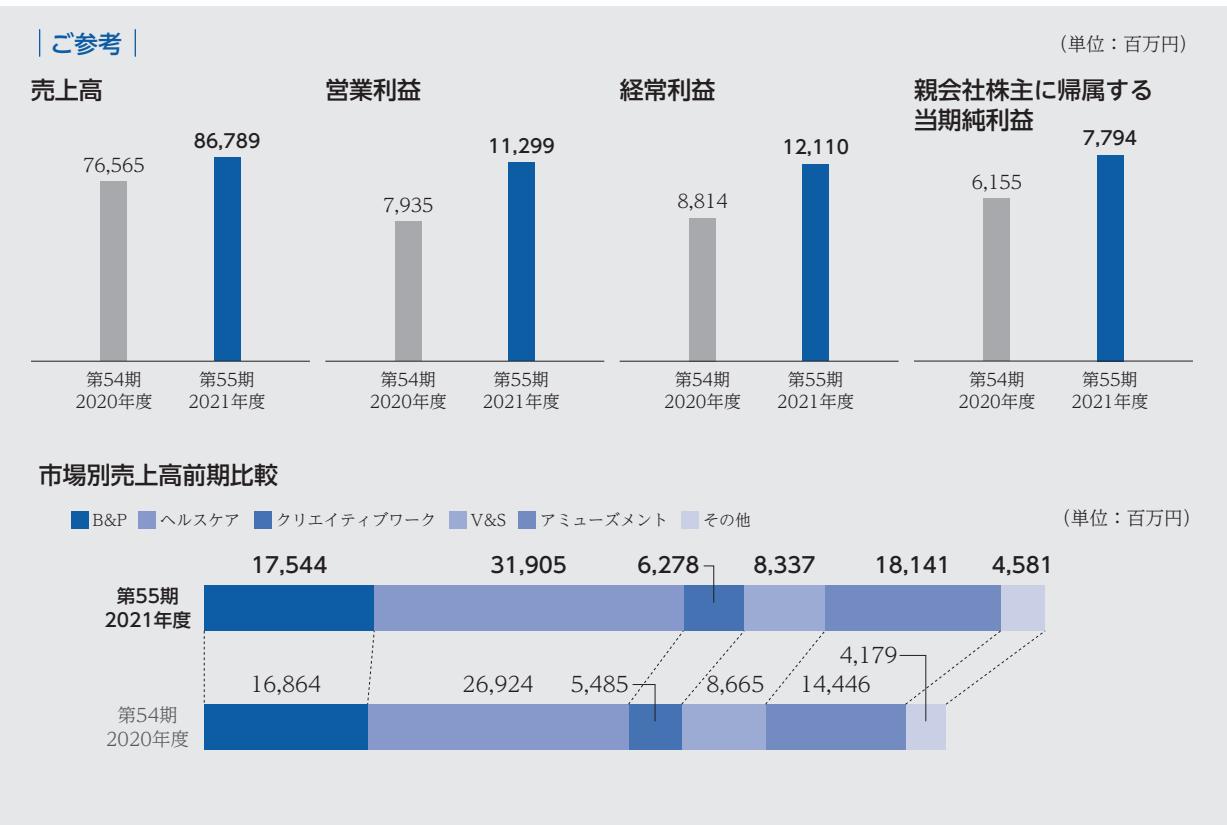
アミューズメント | **18,141**百万円 (前期比 **25.6** %増 )

規則改正に伴う旧規則機から新規則機への入替需要に対し、確実に製品を供給したことにより、前期を上回る売上高となりました。一方で、遊技人口の減少や店舗数の減少等により、当業界を取り巻く市場環境は厳しい状況が継続しております。



利益面については、増収効果及び高付加価値製品の販売増に加え、円安ユーロ高による利益貢献もあり、売上総利益は30,859百万円と前期比で16.2%増加し、売上総利益率は35.6%と前期比で0.9ポイント上昇しました。また、販売費及び一般管理費については前期抑制した広告宣伝費等の営業活動費用の増加及び研究開発投資の増加により、前期比5.1%増の19,560百万円となりました。

その結果、営業利益は11,299百万円（前期比42.4%増）、経常利益は12,110百万円（同37.4%増）となりました。特別損失としてカーナシステム(株)のM&Aに伴い発生していたのれん及び同社固定資産の減損損失1,243百万円を計上しました。以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は7,794百万円（同26.6%増）と過去最高となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、総額3,033百万円の投資を行いました。

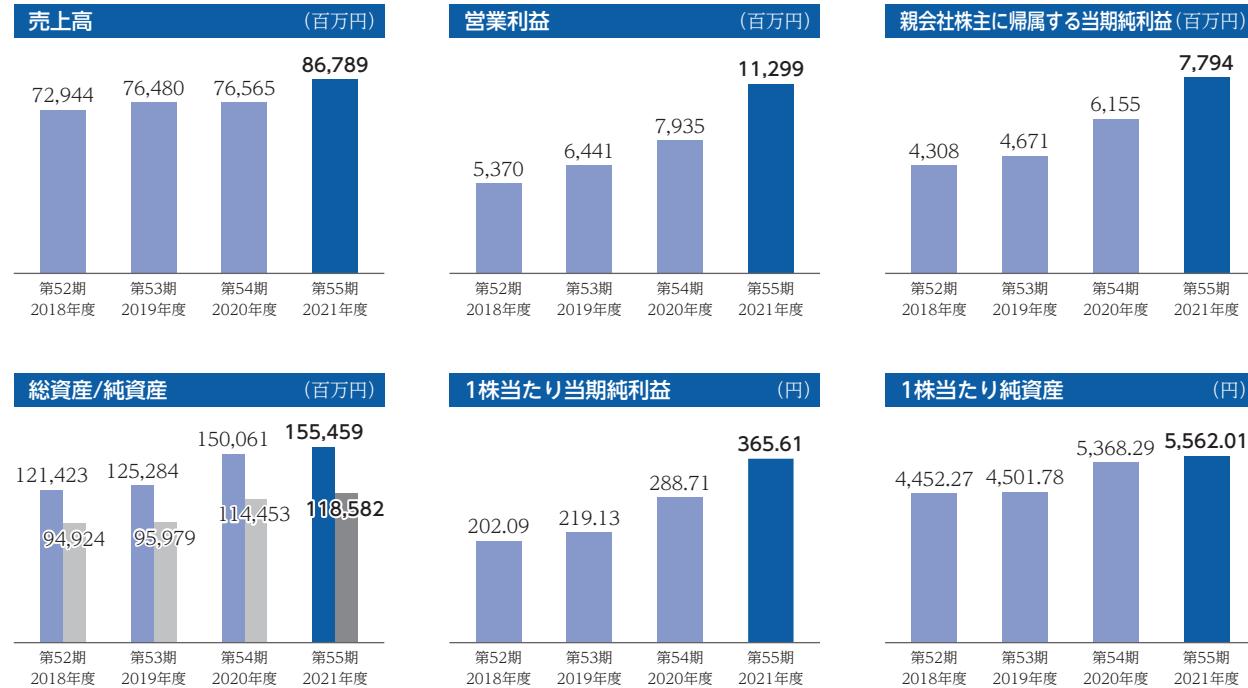
主なものとしては、航空管制用を始めとした特定市場向けグラフィックスボードを開発・製造・販売するアメリカの子会社において、事業拡大を目的として新オフィス取得に1,363百万円を投資しました。また、電子回路基板を製造する国内子会社において生産能力増強・生産性向上を目的とした生産設備に305百万円を投資し、金型やその他生産設備等に383百万円、開発期間の短縮や効率的な研究開発を目的とした設備等に172百万円を投資しました。

その他の投資として、新物流棟の建設に関連した本社駐車場用地の取得や社内設備の更新等に810百万円を投資しました。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移



区分		第52期 2018年度	第53期 2019年度	第54期 2020年度	第55期 2021年度 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	72,944	76,480	76,565	86,789
営業利益	(百万円)	5,370	6,441	7,935	11,299
経常利益	(百万円)	5,710	6,597	8,814	12,110
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,308	4,671	6,155	7,794
1株当たり当期純利益	(円)	202円09銭	219円13銭	288円71銭	365円61銭
総資産	(百万円)	121,423	125,284	150,061	155,459
純資産	(百万円)	94,924	95,979	114,453	118,582
1株当たり純資産	(円)	4,452円27銭	4,501円78銭	5,368円29銭	5,562円01銭

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
EIZOエムエス(株)	85	100.0	映像機器の製造、電子回路基板の製造
アイレムソフトウェアエンジニアリング(株)	30	100.0	アミューズメントソフトウェアの開発、販売
カーリーナシステム(株)	98	100.0	光学機器、映像記録、配信システム等のハードウェア・ソフトウェアの開発、販売
EIZO GmbH	500千EUR	100.0	ヘルスケア市場向け映像機器及びその関連機器等の開発、製造、販売
EIZO Technologies GmbH	100千EUR	100.0 (100.0)	V&S市場向け映像機器及びその関連機器等の開発、製造、販売
EIZO Rugged Solutions Inc.	5,000千US\$	100.0 (100.0)	航空管制用を始めとした特定市場向けグラフィックスボード等を開発、製造、販売
艺卓显像技术(苏州)有限公司	9,000千US\$	100.0	映像機器及びその関連製品等の開発、製造、販売
EIZO Inc.	10,000千US\$	100.0	映像機器及びその関連製品等の販売
EIZO Europe GmbH	25千EUR	100.0	映像機器及びその関連製品等の販売

(注) 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

(4) 対処すべき課題

当社は、「映像」を核に「Visual Technology Company」として、世界トップレベルの高品質かつ信頼性の高い映像製品の提供とシステムソリューションの提案を行っております。2021年度を初年度とする第7次中期経営計画では、「Amplify Imaging Value ~映像をもっと便利に、価値あるものに~」を掲げ、引き続き事業領域の拡大を目指してまいります。また、持続可能な社会の実現に向けた取組みをさらに推進してまいります。

① ビジネスモデルの進化と新たな価値の創造

第7次中期経営計画では、ProductsとSystemsの両面から「映像」の価値を高め、事業領域を拡大します。当社製品の更なる進化と拡がりを目指し、独自アルゴリズムやAI等を要素に、モニター、カメラ、ネットワークエンコーダ等の各種製品を強化し、圧倒的な差別化を図ります。加えて、これらの製品群で構成する「撮影、記録、配信、表示」のImaging Chainを「EIZO Visual Systems」(EVS)と称するシステム事業として展開し、DXの加速により情報量が増大する「映像」の利便性を向上させ、その価値を高めてまいります。

システム事業の展開と当社の強みをより一層活かした製品づくりにより、当社独自のビジネスモデルをNEXTステージに進化させ、新たな価値の創造に努めてまいります。

② 安定した資材調達と製品供給への取組み

当社は、取引先との間で相互繁栄を基本とした信頼関係を構築し、互いが長期に発展できるパートナーシップを築くことを方針としております。取引先とは、当社の資材調達方針に加え、当社のサステナビリティに関する取組みを共有し、パートナーシップを強化しております。また、自然災害の発生、感染症の流行、国際紛争や市場の変化により資材調達が困難な時においても顧客への安定的な製品供給を実現するため、資材調達におけるBCPを強化するとともに十分な材料在庫の保有を戦略的に行っております。これらの取組みにより、安定供給を継続、維持してまいります。

③ 事業成長のための生産性向上と競争力強化

Products & Systemsによる事業成長のため、事業基盤を支えるITインフラの刷新を行うなど業務効率化と生産性向上を進めてまいります。また、当社独自のビジネスモデルを進化させ、当社固有の技術と強いシナジーを発揮するノウハウ、技術等を取得するため、今後も必要に応じ機動的なM&Aを実施いたします。

④ 気候変動対策への取組み

気候変動対策への取組みとして、2021年5月にTCFD（※1）に賛同表明し、世界的な気候変動による当社事業への影響を分析し、関連情報の開示と必要な対策を着実に進めております。また、パリ協定（※2）が定める気候変動に関する目標に科学的に整合する温室効果ガスの排出削減目標「SBT（Science-based targets）」に対しても、当社の温室効果ガス排出削減目標を設定し、認定を受ける予定です。

（※1）TCFD：気候関連財務情報開示タスクフォース（the Task Force on Climate-related Financial Disclosures）

（※2）パリ協定：2015年にフランス・パリにおいて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された、2020年以降の気候変動問題に関する包括的な国際協定

⑤ 持続可能な社会の実現に向けた価値創造の推進

当社は、「映像を通じて豊かな未来社会を実現する」という企業理念のもと、エルゴノミクスや環境に配慮した高品質な製品づくりや、誰もが生き生きと活躍できる職場環境の構築支援など、製品づくりと事業活動を通じて社会課題の解決に取り組んでおります。2022年3月には社会課題と当社経営戦略の観点から重要性の高い事項をマテリアリティ（重要課題）として特定しました。それらを全社目標マネジメントシステムとリンクさせることで持続可能な社会の実現に向けた取組みを一層強化し、中長期的な企業価値の向上に努めております。

2020年からはグローバルサプライチェーンにおけるCSRの推進に取り組む企業連合「RBA（Responsible Business Alliance）」に加盟しており、人権と多様性の尊重の取組みをさらに強化・徹底していくため、2022年4月に「EIZOグループ人権方針」を新たに制定しました。引き続き、サプライチェーンを含めたサステナビリティに関する取組みを推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

主に映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社の主要拠点

区分	所在地
本社	石川県白山市
工場	石川県白山市
営業所	札幌市、仙台市、東京都品川区、名古屋市、石川県白山市、大阪市、広島市、高松市、福岡市

② 主要な子会社

区分	名称	所在地
国内	EIZOエムエス(株)	石川県羽咋市、石川県七尾市
	アイレムソフトウェアエンジニアリング(株)	東京都千代田区、名古屋市、石川県白山市
	カーリーナシステム(株)	神戸市、東京都大田区、横浜市、福岡市
海外	EIZO GmbH	Rülzheim, Germany
	EIZO Technologies GmbH	Geretsried, Germany
	EIZO Rugged Solutions Inc.	Altamonte Springs, FL, U.S.A.
	艺卓显像技术(苏州)有限公司	中国江蘇省蘇州市
	EIZO Inc.	Cypress, CA, U.S.A.
EIZO Europe GmbH	Mönchengladbach, Germany	

(7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,269 [192] 名	16 [△24] 名

（注）使用人数は就業員数であり、[]内に当連結会計年度における臨時使用人（有期契約社員、パートタイマー、派遣社員）数の平均雇用人員を外書きで記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
962 [76] 名	5 [△9] 名	40.58歳	16.56年

（注）使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、[]内に当事業年度における臨時使用人（有期契約社員、パートタイマー、派遣社員）数の平均雇用人員を外書きで記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

当社の資金調達において重要な借入先がないため、記載を省略しております。

2 会社の現況

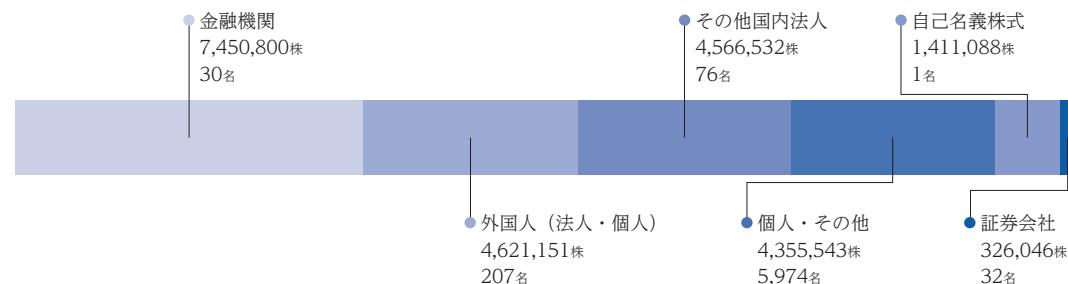
(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 65,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,731,160株 (うち自己株式1,411,088株)
- ③ 株主数 6,320名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,027	14.20
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,709	8.02
株式会社北陸銀行	836	3.93
株式会社北國銀行	794	3.73
村田 ヒロシ	670	3.15
株式会社ヒロアキコーポレーション	567	2.66
株式会社ハツキコーポレーション	567	2.66
佐々木 嘉樹	560	2.63
EIZO社員持株会	478	2.25
株式会社FUJI	379	1.78

(注) 1. 当社は、自己株式を1,411,088株所有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数第3位を四捨五入しております。

ご参考 | 所有者別株式数分布状況



(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	実盛 祥隆	EIZOエムエス株式会社代表取締役社長 EIZOサポートネットワーク株式会社代表取締役社長 アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役 EIZO Inc. Director, Chairman EIZO Nordic AB Board Member EIZO AG Board of Administration Member EIZO Europe GmbH President & CEO
取締役	恵比寿 正樹	執行役員、経理部長、IR室長
取締役	有生 学	執行役員、資材部長
取締役 (監査等委員)	鈴木 正晃	
取締役 (常勤監査等委員)	出南 一彦	
取締役 (監査等委員)	井上 純	
取締役 (監査等委員)	滝野 弘二	株式会社ホクタテ代表取締役社長

(注) 1. 取締役 (監査等委員) 鈴木正晃、井上 純及び滝野弘二の3氏は、社外取締役であります。なお、当社は、同3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 2. 取締役 (監査等委員) 鈴木正晃氏は、金融機関における長年の経験に加え事業法人の経営者として培った幅広い見識があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 取締役 (監査等委員) 出南一彦氏は、当社経理部長として長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役 (監査等委員) 滝野弘二氏は、金融機関における長年の経験及び事業法人の経営者としての見識があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 取締役 (監査等委員) 出南一彦氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者による重要な社内会議への出席や内部監査部門等との十分な連携により情報収集の充実を図り、監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるためであります。

② 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、次の事項を考慮し、個々の取締役の職責、職務内容を踏まえた適切な水準とすることを基本方針とし、報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬（いずれも金銭報酬）により構成する。なお、業績連動報酬は業務執行取締役を支給対象とする。

- 1) 企業の中長期的成長及び持続的な企業価値の向上に対する動機付け
- 2) 企業の社会的責任を果たす役割
- 3) 経営環境、業績及び職務遂行状況
- 4) 経営に優れた人材の確保
- 5) 当社の事業内容と規模

報酬等の決定の方法、役位に応じた報酬水準は、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会が決定する社内規程に定める。また、各事業年度に係る具体的な支給額についても、当該社内規程に基づき、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会が定める範囲で決定する。また、報酬体系、報酬水準等については、経営環境等の変化に対応し、適時適切に見直しを行う。

b. 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準や当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、業績向上への意欲を高め、各事業年度の成果を適切に反映するため、支給対象事業年度の連結営業利益額を指標とする。算定方法は、連結営業利益額の2%（上限200百万円）とし、支給対象である業務執行取締役の役職ごとに社内規程に定めるポイントを乗じて算出する。ただし、連結売上高営業利益率が2%未満の場合または連結当期純利益金額が1,000百万円未満の場合は業績連動報酬を支給しない。

算出された業績連動報酬額は、役員賞与として毎年、事業年度終了後の定時株主総会終了後に支給する。

なお、長期インセンティブ報酬として株式報酬等の非金銭報酬を導入する場合、別途株主総会の承認を得た上で取締役会にて社内規程を定める。

d. 固定報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬は、支給対象事業年度の連結営業利益額を指標とし、上位の役位ほどそのウェイトが高まる構成とする。ただし、具体的な業績連動報酬額の算定方法は上記c. のとおりであり、業績に応じ、固定報酬と業績連動報酬の合計額に対する業績連動報酬の割合は、0%から60%の範囲で変動する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容、算定方法及び額は、いずれも、指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会が定める社内規程による。個人別の報酬等のうち、固定報酬の具体的な支給金額の決定は、当該社内規程に基づき最高経営責任者が委任を受け、最終的に決定する。最高経営責任者に委任される範囲は指名・報酬諮問委員会の答申を経たうえで取締役会において決定する。なお、個人別の報酬等のうち、業績連動報酬の具体的な支給金額は、社内規程に定める上記c. の算定方法により自動的に算出する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	190 (-)	69 (-)	121 (-)	5名 (-名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	32 (17)	32 (17)	- (-)	4名 (3名)
合計 （うち社外取締役）	223 (17)	102 (17)	121 (-)	9名 (3名)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額につきましては、2016年6月23日開催の第49回定時株主総会において、確定額金銭報酬（固定報酬）と業績連動報酬の二つの報酬枠を合わせて、年額350百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会決議にかかる取締役（監査等委員を除く）の員数は、3名です。
2. 業績連動報酬は、業務執行取締役を対象としております。支給年度にかかる業績向上への意欲を高め、各事業年度の成果を適切に反映するため、連結営業利益額を業績指数とし、支給対象事業年度の連結営業利益額の2%（上限は200百万円）に対し社内規程に定める役職ごとのポイントを乗じて具体的な業績連動報酬額を算定しております。なお、当事業年度における連結営業利益額は11,299百万円です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬等の額につきましては、2021年6月24日開催の第54回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会決議にかかる取締役（監査等委員）の員数は、4名です。
4. 当社は、取締役の指名及び取締役（監査等委員を除く）の報酬等に係る取締役会の意思決定手続の客観性、透明性を向上させるため、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。

5. 取締役会は、最高経営責任者である代表取締役社長 実盛祥隆に対し、指名・報酬諮問委員会の答申を経たうえで取締役会にて決定した範囲において、各取締役（監査等委員を除く）の固定報酬の支給額の決定を委任しております。委任している理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役（監査等委員を除く）の担当業務や職務状況の評価を行うには同人が適切であると判断しているためです。
6. 当社では、当事業年度の末日までにおいて、非金銭報酬等は導入しておりません。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役滝野弘二氏は、株式会社ホクタテの代表取締役社長であります。株式会社ホクタテと当社との間には特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
 - ア. 取締役（監査等委員） 鈴木正晃
当事業年度開催の取締役会11回のすべて及び監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。会社経営に関する豊富な経験と財務及び会計に関する幅広い見識に基づき、有益で率直な意見・提言を行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
 - イ. 取締役（監査等委員） 井上 純
当事業年度開催の取締役会11回のすべて及び監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。上場企業の役員として培った製品開発その他技術に関する豊富な経験と会社経営に関する幅広い見識に基づき、有益で率直な意見・提言を行い、経営の監督など社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
 - エ. 取締役（監査等委員） 滝野弘二
当事業年度開催の取締役会11回のすべて及び監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。金融機関における豊富な経験と会社経営に関する幅広い見識に基づき、有益で率直な意見・提言を行い、経営の監督など社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

※上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等が填補されることとなっております。ただし、法令違反を認識していながら行った被保険者の行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。保険料は、特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額及び英文財務諸表の監査に対する報酬等の額については明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 重要な海外子会社であるEIZO GmbH、EIZO Europe GmbH、EIZO Technologies GmbH及び艺卓显像技术（苏州）有限公司の4社は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの提携会計事務所の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

④ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、取締役会において、次のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めております。

① 企業集団における取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役会は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たせるよう、当社グループ全役員を対象として、「企業理念」・「EIZOグループ行動指針」及び「コンプライアンス規程」を定め、以下の要領にてコンプライアンスプログラムの整備及び充実を図る。

- イ. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムを整備・運用する。
- ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、当社グループの取締役及び使用人へ教育を行い、コンプライアンス意識を醸成し、コンプライアンスプログラムの適切な運用につき監査等を実施する。
- ハ. 内部通報制度の整備・運用を通して、法令違反による企業信用の失墜等、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防止する。
- ニ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然と対応し、その活動を助長する行為に関与しない。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告に関する以下の文書については、「文書管理規程」・「規程管理規程」等に基づき、適切かつ確実に保存・管理を行う。

- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及びそれらの関連資料
- ロ. 社内の重要会議の議事録及びその関連資料
- ハ. 稟議書及びその他重要な社内申請書類
- ニ. 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は金融商品取引所に提出した書類の写しその他重要文書

③ 企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを統合的・一元的に管理する体制を構築する。

- イ. 経営会議にて、当社事業への影響が高いと判断する「重要リスク」を特定し、リスク対策を決定する。
- ロ. リスクマネジメント委員会を設置し、経理・情報管理・安全衛生・品質保証及び環境マネジメントに関する各種規程の運用によるカテゴリーごとのリスクの分析・把握・防止・管理等を行う。
- ハ. 事業継続活動に関しては、リスク発生の際には迅速かつ的確に対応するべく、事業継続計画（BCP）を策定する。

④ 企業集団における取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 当社グループの経営戦略決定の迅速化と経営監督体制・業務執行体制の強化を目的に以下の体制を構築する。
- イ. 定例取締役会：年度ごとに取り決める開催日程表に基づき開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時開催する。
 - ロ. 執行役員制度：経営の監督と業務の執行を分離するために、執行役員制度を導入し迅速な業務執行を図る。
 - ハ. 経営会議：常勤取締役及び執行役員を主な構成員とする経営会議を設置し、重要な経営課題の審議及び協議を効率的に行う。
 - ニ. グループ会社の業務執行状況については定例取締役会にて定期的な報告を受け、また、重要事項については取締役会及び経営会議において審議する。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制に関しては、「コンプライアンス規程」及び「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社において統括管理する。グループ会社の業務遂行に関しては、「グループ会社管理規程」及び「Approval & Report Policy」に基づく重要事項の報告及び決裁の制度、内部監査制度の活用等により、グループ会社の状況に応じた必要かつ適切な管理を行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査部門がこれを補助する。内部監査部門は当該補助業務につき監査等委員会の指示に従う。なお、当該補助業務の従事者は他の職務を兼任できるものとし、また、その人事に関する事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社監査等委員会が選定する監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行う。

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、法令及び定款に違反する重大な事実並びに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人からの内部通報を受けた場合には監査等委員会に報告する。なお、監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査等委員会が選定する監査等委員は、業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、重要会議の議事録及び稟議書並びに内部監査報告書をはじめとする重要書類を閲覧し、当社グループの取締役及び使用人に随時説明を求めることができる。また、監査等委員会は、必要に応じて会計監査人及び内部監査部門と会合を行い、緊密な連携を図る。

監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等に関しては、それを支弁するため必要な措置をとる。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

① 企業集団における取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 「EIZOグループ行動指針」を定め、すべての役職員に周知徹底し、また、コンプライアンス意識の醸成のための教育活動を継続的に実施しています。
- コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ会社におけるコンプライアンス活動の実施状況の確認を行っています。
- 内部通報制度の運用を通じて、不正の未然防止、早期発見及び対策の実施等に努めています。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- 取締役会議事録及び関係資料等、取締役の職務の執行に係る文書については、いずれも関連法令及び社内規程に従って適切に保存・管理しています。

③ 企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- リスク管理活動として、「リスクマネジメント基本規程」に基づき当社グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを把握、分析し必要な対策を検討の上、経営会議にて審議、決定しています。
- 災害や不測の事故発生時においても、事業活動への影響を最小限に抑え、事業継続できるよう、事業継続計画（BCP）を策定しています。

④ 企業集団における取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 執行役員制度により経営の監督と業務の執行を分離し、迅速な意思決定及び業務執行に努めています。
- 常勤取締役及び執行役員にて構成される経営会議において重要な経営課題について審議及び協議し、効率的な経営に努めています。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 「グループ会社管理規程」、「Approval & Report Policy」に基づき、各グループ会社から当社へ経営状況、財務状況その他重要事項について報告されており、業務の適正な運用につき確認し、必要な承認を行っています。
- 当社グループ会社に対する内部監査を年度監査計画に基づき実施しています。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 内部監査部門は監査等委員会の職務が効率的に遂行されるよう、その職務を補助しています。なお、当該補助従業者の人事に関しては、監査等委員会の事前の同意を得ています。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制並びに⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- 監査等委員会が選定する監査等委員は、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人から必要な報告を受けています。また重要会議の議事録、稟議書等の重要書類を閲覧し、随時当社グループの取締役及び使用人に説明を求める等、業務執行の状況を確認しています。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

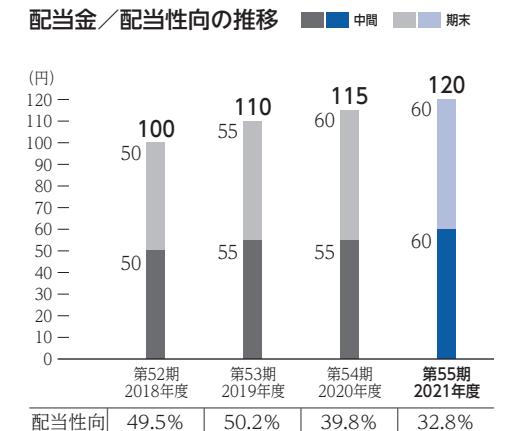
会社の利益配分につきましては、今後の事業拡大のための設備投資や研究開発投資に必要な資金の確保、財務状況及び将来の業績等を総合的に勘案の上、配当や自己株式取得等により株主還元を実施することを基本方針としております。

配当につきましては、収益基盤の強化に努め、会社の成長に応じた安定的な配当を継続的に行うこととしており、株主への還元率（総還元性向）は、連結当期純利益の40%～50%を目標水準としております。

当期の期末配当金は、業績の状況を総合的に勘案した結果、1株につき60円（前事業年度と同額）とさせていただきます。この結果、既に2021年11月30日に実施済の中間配当金60円と合わせて、年間配当金は、1株につき120円（前事業年度の年間配当金は1株につき115円）となります。

2023年3月期の配当につきましては、上記の基本方針に基づき、年間配当金として125円を予定しております。内部留保資金につきましては、変化の激しい経済環境、技術革新に対応するべく、第7次中期経営計画における施策の実施、M&A等を含めたビジネスモデルの強化や将来の成長に向けた投資、長期安定供給を強みとする当社の戦略的在庫投資に活用していきたいと考えております。

なお、株主還元の一環として2022年5月11日開催の取締役会の決議に基づき、2022年5月から2022年12月において、750千株又は取得価額総額4,000百万円を上限として自己株式を取得することといたしました。



(6) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者による大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えます。

一方で、製造業を営む当社グループの事業の運営には、企画・開発・製造・販売・サービス等のあらゆる場面で幅広いノウハウと豊富な経験が必要であり、国内外の顧客・取引先・社員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。そのため、当社の財務及び事業の方針を決定するに当たりこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

また、特定の者による大規模買付行為がなされた場合、当社株主の皆様が当該大規模買付行為の当否について適切な判断を行うためには、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様が必要十分な情報が提供される必要があると考えます。

そこで、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為に際しては、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な情報が提供されることを目的として、一定の合理的なルールを設定することが当社及び当社株主全体の利益を守るために必要であると考えます。

このため、当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」を定めています。本対応方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト（<https://www.eizo.co.jp/ir/news/2019/DC19-005.pdf>）に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

（ご参考）

本対応方針の有効期間は、当社第55回定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は2022年5月11日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって本対応方針を廃止し、継続しないことを決議しました。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	前連結会計年度(ご参考) (2021年3月31日現在)	当連結会計年度 (2022年3月31日現在)	科目	前連結会計年度(ご参考) (2021年3月31日現在)	当連結会計年度 (2022年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	71,506	80,510	流動負債	17,929	20,726
現金及び預金	9,382	13,887	買掛金	6,283	7,522
受取手形及び売掛金	17,077	—	短期借入金	1,947	2,050
受取手形、売掛金及び契約資産	—	23,035	未払法人税等	1,817	2,398
電子記録債権	2,335	1,778	賞与引当金	1,685	1,696
有価証券	10,499	8,799	製品保証引当金	1,856	2,177
商品及び製品	11,323	10,038	その他	4,339	4,880
仕掛品	5,258	1,730	固定負債	17,679	16,150
原材料及び貯蔵品	14,664	19,980	長期借入金	1,103	1,025
その他	1,036	1,362	繰延税金負債	11,084	9,809
貸倒引当金	△71	△102	役員退職慰労引当金	101	71
固定資産	78,554	74,948	リサイクル費用引当金	669	634
有形固定資産	18,858	20,173	退職給付に係る負債	3,170	3,014
建物及び構築物	10,696	11,590	その他	1,551	1,594
機械装置及び運搬具	1,791	1,631	負債合計	35,608	36,876
土地	3,837	4,326	純資産の部		
建設仮勘定	84	90	株主資本	82,878	88,114
その他	2,447	2,534	資本金	4,425	4,425
無形固定資産	2,430	841	資本剰余金	4,313	4,313
のれん	1,514	—	利益剰余金	76,802	82,039
その他	916	841	自己株式	△2,663	△2,664
投資その他の資産	57,266	53,933	その他の包括利益累計額	31,574	30,467
投資有価証券	56,149	52,824	その他有価証券評価差額金	31,409	28,801
繰延税金資産	587	659	為替換算調整勘定	43	1,440
その他	529	449	退職給付に係る調整累計額	121	226
資産合計	150,061	155,459	純資産合計	114,453	118,582
			負債純資産合計	150,061	155,459

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	前連結会計年度(ご参考) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	76,565	86,789
売上原価	50,014	55,929
売上総利益	26,551	30,859
販売費及び一般管理費	18,616	19,560
営業利益	7,935	11,299
営業外収益	943	1,044
受取利息	8	13
受取配当金	772	919
為替差益	88	—
その他	74	110
営業外費用	64	232
支払利息	17	21
売上割引	38	—
為替差損	—	202
その他	7	8
経常利益	8,814	12,110
特別利益	29	419
投資有価証券売却益	29	419
特別損失	273	1,243
投資有価証券評価損	273	—
減損損失	—	1,243
税金等調整前当期純利益	8,570	11,286
法人税、住民税及び事業税	2,551	3,722
法人税等調整額	△136	△230
当期純利益	6,155	7,794
親会社株主に帰属する当期純利益	6,155	7,794

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	前事業年度(ご参考) (2021年3月31日現在)	当事業年度 (2022年3月31日現在)	科目	前事業年度(ご参考) (2021年3月31日現在)	当事業年度 (2022年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	53,431	61,049	流動負債	17,680	20,486
現金及び預金	4,580	8,363	買掛金	5,589	6,207
受取手形	42	32	短期借入金	1,947	2,050
売掛金	13,803	14,874	未払金	5,170	5,867
電子記録債権	2,088	1,777	未払費用	253	253
有価証券	10,499	8,799	未払法人税等	1,663	2,195
商品及び製品	3,520	3,016	前受金	778	718
仕掛品	1,500	1,192	預り金	51	42
原材料及び貯蔵品	11,592	15,575	賞与引当金	1,082	1,097
前払費用	321	385	製品保証引当金	1,039	1,309
その他	5,507	7,110	その他	105	744
貸倒引当金	△24	△78	固定負債	14,129	12,780
固定資産	79,969	73,525	繰延税金負債	11,224	9,979
有形固定資産	7,958	7,784	退職給付引当金	1,850	1,801
建物	4,669	4,463	役員退職慰労引当金	101	71
構築物	88	77	リサイクル費用引当金	669	634
機械及び装置	537	378	その他	283	293
車両運搬具	4	3	負債合計	31,810	33,267
工具、器具及び備品	572	659	純資産の部		
土地	2,006	2,152	株主資本	70,234	72,580
建設仮勘定	79	51	資本金	4,425	4,425
無形固定資産	701	655	資本剰余金	4,313	4,313
特許権	2	1	資本準備金	4,313	4,313
意匠権	11	6	その他資本剰余金	0	0
ソフトウェア	671	633	利益剰余金	64,159	66,505
その他	17	13	利益準備金	228	228
投資その他の資産	71,308	65,086	その他利益剰余金	63,931	66,277
投資有価証券	56,068	52,710	別途積立金	54,500	58,500
関係会社株式	5,304	2,644	繰越利益剰余金	9,431	7,777
関係会社出資金	6,058	6,058	自己株式	△2,663	△2,664
長期貸付金	3,415	3,251	評価・換算差額等	31,355	28,726
その他	460	421	その他有価証券評価差額金	31,355	28,726
資産合計	133,400	134,575	純資産合計	101,590	101,307
			負債純資産合計	133,400	134,575

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	前事業年度(ご参考) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当事業年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	57,346	63,439
売上原価	41,017	44,166
売上総利益	16,329	19,273
販売費及び一般管理費	9,558	10,041
営業利益	6,770	9,231
営業外収益	1,202	1,127
受取利息及び受取配当金	812	966
賃貸料	98	88
為替差益	153	—
その他	138	73
営業外費用	63	298
支払利息	19	16
売上割引	38	—
為替差損	—	239
その他	5	42
経常利益	7,909	10,060
特別利益	29	419
投資有価証券売却益	29	419
特別損失	273	2,713
投資有価証券評価損	273	—
関係会社株式評価損	—	2,660
関係会社貸倒引当金繰入額	—	53
税引前当期純利益	7,665	7,767
法人税、住民税及び事業税	2,075	3,024
法人税等調整額	△95	△162
当期純利益	5,685	4,904

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

EIZO株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佃 弘 一 郎
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 枝 和 之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、EIZO株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、EIZO株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

EIZO株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃 弘 一 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 枝 和 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、EIZO株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

EIZO株式会社 監査等委員会

監査等委員会委員長 鈴木正晃

常勤監査等委員 出南一彦

監査等委員 井上純

監査等委員 滝野弘二

(注) 監査等委員鈴木正晃、井上純及び滝野弘二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

新製品 NEWS

▶ Imaging Chainのさらなる強化

EIZO初の監視市場向け高感度カメラ

EIZOブランド初となる超高感度HDズームカメラSSZ-9700/SSC-9700を2022年3月に発売しました。両カメラは夜間や悪天候などの低照度環境でも鮮やかなカラー映像を撮影できます。第7次中期経営計画では、当社グループの製品群で構成する「撮影、記録、配信、表示」のImaging Chainをシステム事業として新たに展開しています。当製品はこの一環として、EIZO株式会社とカーリーナシステム株式会社にて共同開発し、EIZO本社工場で自社生産しています。



SSZ-9700/SSC-9700

▶ 多様化するワークスタイルに

24.1型WUXGA解像度のサステナブルモニター



FlexScan EV2485

A4見開きが収まる24.1型サイズに、WUXGA (1920×1200) 解像度を実現したスタンダードモニターFlexScan EV2485を2021年9月に発売しました。USB Type-Cケーブル1本でノートPCと簡単接続でき、ノートPCへの給電も、映像表示・音声再生、USB信号の伝送も可能。フリーアドレスやテレワークなどにも快適な作業環境を提供します。

当製品はEIZOのサステナブルな製品づくりの中でも最も環境に配慮した「FlexScan サステナブルモニター」の一つです。

▼ EIZOのサステナブルモニターについては当社Webサイトをご覧ください
https://www.eizo.co.jp/solutions/business_enterprise/sustainability.html

▶ 高性能と環境配慮を両立

3メガピクセル医用カラーモニター

レントゲンやCT、MRIなど患者の医用画像を表示する3メガピクセル対応の21.3型医用画像表示カラーモニター「RadiForce RX370」を2021年7月に発売しました。輝度を一時的に通常時の約2倍に引上げる機能を搭載し、医用画像の細部をより見やすく表示することが可能になりました。なお輝度は一定時間で自動的に元に戻るため、バックライトへの負荷は最小限に抑えています。さらに、環境配慮の新たな取組みとして、パルプモールドを梱包材に採用しました。従来の発泡スチロール梱包材に比べ、廃棄時の環境負荷を低減します。



RadiForce RX370

EIZOのマテリアリティ（重要課題）を特定しました

当社グループにとってサステナビリティの観点から重要性が高く、事業との関連性が高い社会課題をマテリアリティ（重要課題）として下記のように特定しました。これに従い目標を定め、達成に向けて各種の取組みを進めています。マテリアリティについては当社Webサイトでもご報告しています。

EIZOのマテリアリティについて ▶▶ <https://www.eizo.co.jp/company/csr/>

	EIZOのマテリアリティ	重要課題	関連するSDGs
Social	「映像」を通じた豊かな社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 先端技術を開発・応用した高品質・高信頼性の製品・システム・サービスの提供 社会インフラを支えるImaging Chainの提供 <ul style="list-style-type: none"> 医療・福祉の質・安全性の向上への貢献 世界の医療の進歩に貢献する映像環境の提供 安心・安全なまちづくりへの貢献 	
	自由闊達で創造的に活躍できる企業文化	<ul style="list-style-type: none"> 異なる文化・価値観の尊重 健康経営の推進 安心・安全に働ける環境の構築・維持 人材価値の最大化 	
	人権と多様性の尊重	<ul style="list-style-type: none"> 当社事業に関わるすべての人の人権の尊重 <ul style="list-style-type: none"> 不適切な労働の禁止（児童労働、強制労働、拘束労働） あらゆる差別・ハラスメントの禁止 	
	サプライチェーンマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 相互の繁栄を基本としたパートナーシップの構築 安定供給の取組み サプライチェーンを通じたサステナビリティの取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> 気候変動・生物多様性・水資源に関する取組み 	
Environment	循環型社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> 最先端の環境マネジメント 人や環境に配慮した製品づくり 環境と人体に負荷の少ない素材へのシフト 	
	気候変動への対応	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動対策に資する製品・システムの提供 製品ライフサイクル全体でのGHG排出削減 事業活動における環境負荷低減 	
Governance	オープンでフェアなガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 適切な情報開示 レジリエンスの強化 情報セキュリティの強化 ビジネス倫理の徹底 	

サプライチェーンを通じた人権尊重の徹底

—EIZOグループ人権方針制定



当社はグローバルにビジネスを行う立場からも、自社のみならずサプライチェーンを通じた人権への配慮は当社の責任であると認識し「EIZOグループ行動指針」にて人権尊重の考え方を明記し、事業活動を進めてまいりました。さらに、このたびのマテリアリティの特定により「人権と多様性の尊重」が当社にとって重要な社会課題であると改めて確認できたことを受け、当社の人権尊重の取組みを強化・徹底していくため、「EIZOグループ人権方針」を定めました。当方針を当社グループ内の事業活動に浸透させるとともに、EIZOグループの製品・サービスに関連するすべてのパートナー、サプライヤー及びその他関係者等の皆さまの当方針へのご理解とご協力のもと、人権尊重の取組みをより一層進めてまいります。

EIZOグループ人権方針 ▶▶ URL: <https://www.eizo.co.jp/company/information/humanright>

気候変動関連情報開示への積極的な取組み

—TCFD情報開示



TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）*1による提言に賛同し、TCFDの開示要求項目に沿った情報を公開しています。さらに、当社の事業活動に影響を及ぼす気候変動に関連するリスク及び機会を特定し、詳細な影響の分析・特定を行いました。本分析によって得られた結果を当社グループの脱炭素戦略へ反映させてまいります。



「TCFDへの対応」▶▶ URL: <https://www.eizo.co.jp/company/csr/2/tcfd/>

温室効果ガスの排出削減目標を設定

—SBT認定への取組み



パリ協定*2が定める気候変動に関する目標に科学的に整合する温室効果ガスの排出削減目標SBT*3に対し、以下のような1.5°C水準の削減目標を設定しました。2022年度中にSBT目標認定基準での認定を受ける予定です。今後とも削減目標達成に向けて取組み、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

- 【1.5°C水準の削減目標】
- スコープ1+2*4 2030年度までに温室効果ガス排出量を2019年度基準で**70%**削減
 - スコープ3*5 2030年度までに温室効果ガス排出量を2019年度基準で**27.5%**削減

*1 TCFD (the Task Force on Climate-related Financial Disclosures、気候関連財務情報開示タスクフォース) …G20の要請を受け、気候関連の情報開示及び金融機関の対応を検討するため金融安定理事会 (FSB) が設立。企業等に対し、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標について、気候変動関連リスク及び機会に関する開示を推奨。
 *2 パリ協定…2015年にフランス・パリにおいて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) で採択された、2020年以降の気候変動問題に関する包括的な国際協定。
 *3 SBT (Science Based Targets、サイエンス・ベースド・ターゲット) …パリ協定が定める目標に科学的に整合する温室効果ガスの排出削減目標。WWF、CDP、世界資源研究所 (WRI)、国連グローバル・コンパクトによる共同イニシアティブであるSBTi (SBTイニシアティブ) がSBTの設定を企業団体に促すとともに、目標の評価・認定を行う。
 *4 スコープ1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出 (燃料の燃焼、工業プロセス、車両等) / スコープ2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
 *5 スコープ3: 上記の他の排出 (製品の部品調達・物流・使用・廃棄、従業員の出張・通勤、投資等)

株主総会会場ご案内図



会場 **白山市松任学習センター プララ**
1階 コンサートホール
 石川県白山市古城町305番地
 【電話】 076-274-5411

交通のご案内 ▶ **電車をご利用の方**
 JR北陸本線「松任」駅 下車
 南口 ➡ 徒歩 約3分

▶ **バスをご利用の方**
 北鉄バス「松任」経由の
 路線バスをご利用ください。
 「松任」停留所 ➡ 徒歩 約2分

お願い

※当日は駐車場の混雑が予想されますので、上記の公共交通機関のご利用をお勧めいたします。

※当センターの駐車場の台数には限りがありますので、お車でご来場の場合は、なるべく松任駅南複合型立体駐車場をご利用くださいますようお願い申し上げます。その際は駐車券を株主総会会場までお持ちください。

株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
 定時株主総会 毎年6月中
 基準日 定時株主総会 毎年3月31日
 期末配当 毎年3月31日
 中間配当 毎年9月30日
 そのほか必要があるときは、あらかじめ
 公告して定めたい

株主名簿管理人及び
 特別口座の口座管理機関
 (郵便物送付先)
 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
 三井住友信託銀行株式会社
 〒168-0063
 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
 (電話照会先) ☎ 0120-782-031
 公 告 の 方 法 当社ウェブサイトに掲載する
<https://www.eizo.co.jp/>
 上 場 金 融 商 品 取 引 所 東京証券取引所

EIZO株式会社

〒924-8566 石川県白山市下柏野町153番地
 【電話】 076-275-4121
<https://www.eizo.co.jp/>



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。